

〔資料紹介〕

インドの判例集 (AIR) とパキスタンの判例集 (PLD)

大阪大谷大学 浅野 宜之

このたび、マイノリティ研究センターの蔵書から、インドの代表的な判例集であるThe All India Reporter (通称 AIR) と、パキスタンの代表的な判例集である The All Pakistan Legal Decisions (通称 PLD) とが法学研究所資料室に配架された。

近現代のインド法およびパキスタン法の主要な部分は、植民地宗主国であったイギリスの法体系から継受されたものである。植民地統治期において法典化も進められ、たとえば1860年にはインド刑法典が、1908年には民事訴訟法典が制定されるなど、その歴史は古いものがあるが、判例が主要な位置を占めるイギリス法の影響が強いことから、両国法を研究するに際しては、判例の検討を欠かすことはできない。

今日、その判例を探すには、大きく分けて二つの方法がある。第一に、AIR などの判例集にあたること、第二に、インターネットでの検索を行うことである。後者については、たとえばインド最高裁のウェブサイト (<http://supremecourtofindia.nic.in/>) などからたどり、最高裁のみならず、高裁の判例も検索することができる。この方法では、コンピュータの前でさえあれば判例を探すことができるというメリットがあるが、目当ての判例を探し出すには時として経験が必要である。その点、判例集に直接あたることができれば、より容易に目指す判例を見つけ出すことが可能である。

インドの判例集としては、今回配架されたAIRのほかにはThe Supreme Court Cases (略称SCC) や、植民地統治期のIndian Court Reportsの流れをくむ公式的な判例集であるThe Supreme Court Reporter (略称SCR)、さらに各州高裁の判例を収集した判例集など、数多く発行されている。なかでも SCC は AIR と並んで参照されることの多い、権威ある判例集であるが、そのタイトルの通り最高裁の判例のみを収めており、後述する AIR が高裁レベルの判例も収めている点と異なっている。

しかし、日本でこれらの判例集を元に研究するに当たって、大きな問題があった。それは、所蔵している図書館が少ないということである。AIR、PLD のいずれも、長期間継続的に受け入れられている図書館は、アジア経済研究所図書館を除いてはごく少数であり、とくに関西ではほとんどなかった。国立国会図書館関西館では、毎月発行の雑誌形態で AIR の受け入れを行っているが、この場合は最高裁、高裁の判例が一緒になって刊行されており、新しい情報であるというメリットはあるものの、求める判例に当たりにくい面がある。これに対し、今回法学研究所に配架され

たAIRは各年において発行されたものを、最高裁、そして高裁ごとにまとめてページ配列し、製本したもので、判例を探しやすくなっている。今回の両判例集の配架によって、南アジア法研究を行う者にとっては、大きく便利さが高まったといえる。

今回、インドについては、1921年から2012年までのAIRが配架された。植民地統治期においては、ボンベイやカルカッタなどの高裁判例のほか、ラングーン（現ヤンゴン）やラーホールの判例も収められている。独立後は、最高裁や各州高裁の判例のほか、判例評釈などの論考も含めて、毎年平均8巻ほどの大部に所収されている。他の判例集と同様、AIRにおいても見出し番号がつけられる。たとえば、憲法には改正のおよばない「基本構造」があると判示した、著名な判決であるケーサヴァナンダ・バーラティ判決（Kesavananda Bharati vs. State of Kerala and Others）の場合は、AIR 1973 SC 1471として引用などの際には記載される。これは、1973年版のAIRの、最高裁判所（SC）の1471ページから記載が始まっていることを意味する。高裁の場合は、前述のSCの部分が、デリー高裁ならばDel、カルカッタ高裁ならばCal、マドラス高裁ならばMad、アーンドラ・プラデーシュ高裁ならばAP、アラハーバード高裁ならばAll、ボンベイ高裁ならばBomというように、それぞれの略称で置き換えられている（なお、現在ではカルカッタはコルカタ、マドラスはチェンナイ、ボンベイはムンバイというように旧来の都市名とされる地名に変更された都市があるが、高裁名は引き続き変更前のものが使用されている）。

PLDについては1980年から2001年までのものが配架された。1977年のハック将軍によるクーデタ以降、パキスタン政治では大統領の権限強化をはじめとする憲法問題とこれにかかわる訴訟とが大きな位置を占めていた。現在でも行政府と司法府との関係性は緊張を帯びたものであり、アジアにおける司法と政治との関係について検討するに当たり、様々な視点を提供している。こうした問題を検討するためにも、PLDの配架は意義あるものである。また、パキスタンではイスラーム法のもつ位置づけがインドに比べると大きい点に法学的な特徴がみられる。PLDには連邦シヤリーア裁判所の判例も収められており、イスラーム研究にも有用であろう。

近年、とくにインドの経済発展を背景にして、インド法、なかでも私法や労働法分野への実務面からの注目が高まっている。これらの分野の研究にあたって判例の検討は欠かせない。また、東南アジアの旧イギリス植民地諸国もインドやパキスタンと類似した法体系をもつ側面があり、アジア諸国内での比較法的検討を行うに際して、これらの判例集を活用することができる。以上の点から、今回配架された判例集を元にしての、さらなるアジア法研究の発展が期待される。